

【件名】 中野区公契約審議会の答申及び令和7年度労働報酬下限額の取扱いについて

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区公契約条例第13条に基づき設置した中野区公契約審議会において、令和7年度労働報酬下限額に係る答申が出された。

これを受け、区は中野区公契約条例第8条第2項及び第3項の規程に基づき、業務委託契約・指定管理協定に適用する令和7年度の労働報酬下限額を答申の内容どおり決定し、告示した。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和7年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、答申に基づく単価計算を行い、告示する。

1 答申内容

令和7年度労働報酬下限額に係る諮問に対し、工事、委託、指定管理協定における労働報酬下限額の考え方及び金額について別紙1のとおり答申された。

2 審議会

(1) 開催日 令和6年8月19日（月）から計4回

(2) 審議の概要

別紙2「令和6年度中野区公契約審議会各回における審議概要」のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額の決定及び告示。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

中野区長 酒井 直人 様

中野区公契約審議会会長 武藤 博己

令和 7 年度労働報酬下限額について（答申）

令和 7 年度に条例の対象となる公契約に適用する労働報酬下限額について、令和 6 年 8 月 1 9 日付 6 中総契第 8 0 7 号により、区長より本審議会に対して諮問を受けました。

諮問に対する審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和 7 年度の東京都における公共工事設計労務単価に 9 0 % を乗じて得た額を 1 時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の 3 職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

職種	準用する職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建築ブロック工	石工

なお、当該 3 職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

(2) 熟練労働者・一人親方以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和 7 年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に 7 0 % を乗じて得た額を 1 時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員の報酬及び現在の労働報酬下限額を基本に、令和 6 年度及び令和 7 年度春闘の賃上げ要求水準を勘案して得た額が妥当である。

（1 時間当たり 1, 3 8 0 円）

3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額にするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 次年度の公契約審議会に向けた委員からの意見

- (1) 引き続き、公契約条例が適正に履行されるよう、施策を確実に履行されたい。また実効性を担保するための現場訪問やアンケート調査の検討が必要と考える。
- (2) 労働報酬下限額については、引き続き公契約労働の対価にふさわしい設定としていくとともに、労働力不足の状況下において下限額の引き上げが労働時間の減少につながることはないよう適切なアナウンスを検討すべきである。
- (3) 未熟練工の労働報酬下限額について、若手入職者を増やしていくためにも、就業実態に即した金額設定としていくよう検討されたい。

中野区公契約審議会委員

会長 武藤 博己

会長職務代理者 阿世賀 和子

委員 西村 剛敏

委員 大村 清保

委員 菊池 亮

委員 田村 忠久

令和 6 年度中野区公契約審議会各回における審議概要

回数	主な議題	主な意見等
第 1 回 8/19	①令和 5 年度公契約条例の運用結果	<p>【前年度の公契約条例適用対象一覧を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下限額について、現状の決定時期では事業者の準備期間が十分に確保されていないのではないか。 ・中野区では 4 回の審議会を行うことにより適切な時期に事業者へ予算積算に必要な情報を提供できている。
	②令和 6 年度公契約条例の運用状況	<p>【今年度の公契約条例適用対象一覧を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理関係や、児童支援員といった職種における人手不足が見て取れる。
	③令和 7 年度労働報酬下限額	<p>【他区の令和 6 年度労働報酬下限額一覧を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業界では、技能職の育成には賃金上昇が重要であり、公共工事設計労務単価の 90% という水準では不十分。 ・未熟練工の下限額は軽作業員単価の 70% ではなく、普通作業員単価の 70% とすることが望ましいと思う。 ・物価高騰を考慮した引き上げが必要。 ・人事院勧告における国家公務員初任給の引き上げについて、民間への影響はあるのか。
第 2 回 10/22	令和 7 年度労働報酬下限額について ①工事・製造請負契約に係る熟練工の労働報酬下限額の考え方	<p>【熟練工には公共工事設計労務単価に 100 分の 90 を乗じて得た額とし、東京都において単価設定のない業種については類似業種の単価を準用する事務局案を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熟練工に関しては令和 5・6 年度ともに「公共工事設計労務単価の 90%」という形で決めており、令和 7 年度も他区と同様にこの考え方で良いのではないか。
	②上記契約に係る未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方	<p>【公共工事設計労務単価の「軽作業員」に 100 分の 70 を乗じて得た額とする事務局案を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場によっては、普通作業員の能力があるにもかかわらず、軽作業員の扱いで従事している実態があると思われる。 ・未熟練工はあくまで普通作業員の技能を持つものではない認識であるため、労働報酬下限額を算定するうえでの基準とする工種は軽作業員が適当である。
	③委託・指定管理協定に係る労働報酬下限額の考え方	<p>【事務局から複数の考え方を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度の労働報酬下限額は令和 5 年度と比較して大幅に増加している。令和 7 年度も同様に増加できないか。 ・あまりに急な下限額の引き上げは事業者の次年度以降の賃上げ余力を奪いかねない。また、事業者が入札参加を見送るといった事態も起こりかねない。 ・現在の下限額及び会計年度任用職員報酬（用務・調理職）に令和 6 年度及び令和 7 年度春闘の賃上げ要求水準 5% を乗じて得た金額の中間の額（1,380 円）ではどうか。
	<p>※以上の審議を踏まえ、令和 7 年度の労働報酬下限額案をとりまとめた。</p>	

回数	主な議題	主な意見等
<p>第3回 11/13</p>	<p>①答申案について</p>	<p>【事務局から答申案を提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申案は、前回の議論の結果であり妥当であるとする。
	<p>②運用3年目に向けての課題と対応策について</p>	<p>【事務局から①公契約条例の更なる周知、②受注者・従事者の実態把握、③公契約の適正な履行及び品質の確保、事務負担軽減の課題について、現状と来年度の取組案を説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者からの報告やアンケートでは、ウェブ上の入力フォーム等を活用する方法がもっとも回答しやすいと思う。 ・国土交通省のキャリアアップシステムと中野区の公契約条例の相乗効果で、技術の継承サイクルが作れば、品質確保にもつながっていくのではないかと。 ・他自治体では公契約審議会委員と事務局職員が一緒に工事現場を訪問することにより、労働実態の把握を行っている所もある。
<p>第4回 12/20</p>	<p>①答申内容の決定</p>	<p>【答申に付す付帯意見の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力不足の状況下で、下限額の上昇が労働時間の減少につながるのではないよう適切なアナウンスをとすることを申し上げたが、今になって社会保険の適用拡大がニュースになっている。今後も賃金は上昇すると思うが、社会保険もしっかり加入し、目の前の手取りだけでなく自分が将来のお金を準備することを推奨するようなアナウンスもあるといい。
	<p>②中野区公契約条例の手引きの改訂について</p>	<p>【事務局から、現在の公契約条例の手引きをより分かりやすくするための更新を行う旨を説明。（「よくある質問」の追加・年次改定・適用範囲の追加・報告書の様式及び提出時期の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よくある質問」について、これを体系化することによってもっと分かりやすい仕立てにすることができると思う。
	<p>③次年度の審議について</p>	<p>【事務局から、来年度も今年度と概ね同じ時期に審議会を開催する旨予告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中野区の公契約審議会は、審議会回数も多くしかもタイミングも予算積算や議会に向けてしっかり話し合える時期にやられているので、この流れは必ず引き継いでいただきたい。